

第4期中期目標期間（4年目終了時）における 評価作業マニュアル（案）の主なポイント

第1章 教育研究評価の基本方針（pp. 1-3）

第2章 4年目終了時評価の実施体制（pp. 4-5）

第3章 4年目終了時評価のプロセス（pp. 6-8）

<主なポイント>

- 第4期教育研究評価の基本方針等を定めた「評価実施要項」（令和5年12月）と同じ内容を記載。

第4章 達成状況判定会議の作業（pp. 9-25）

<主なポイント>

- 国立大学教育研究評価委員会（第74回）において了承された「第4期中期目標期間（4年目終了時）における達成状況評価の評価方法の方向性」に基づき、機構の評価者が行う分析・判定の内容について、項目ごとに記載。

【評価者が分析・判定する項目】

- ① 評価指標 → 評価指標の達成状況に関する分析・判定
 - ② 中期計画 → 評価指標の達成状況を踏まえた分析・判定
 - ③ 中期目標 → 中期計画の達成状況に基づく判定
- 中期目標及び中期計画の各段階における閾値については、文部科学省国立大学法人評価委員会の決定※に基づいて、評価指標の達成状況に重きを置いた評価を行う方針を踏まえ、「中期目標及び中期計画の段階判定における閾値について（案）」のとおりとする。

※ 「国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」及び「大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」における<評価指標の取扱い>を参照。

第5章 現況分析部会の作業 (pp. 26-37)

<主なポイント>

- 国立大学教育研究評価委員会（第74回）において了承された「第4期中期目標期間（4年目終了時）における現況分析及び研究業績水準判定の評価方法の方向性」（以下、「現況分析及び研究業績水準判定の方向性」という。）に基づき、機構の評価者が行う分析・判定の内容を記載。

【評価者が分析・判定する内容】

- ① 法人が作成した現況調査表における「第4期中期目標期間に係る特記事項」を分析し、「優れた点」「特色ある点」（加点の要素）及び「改善を要する点」（減点の要素）を抽出。
※ 抽出される「優れた点」「特色ある点」の数については、一つの現況分析単位（学部・研究科等、研究組織）当たり合計2個を上限とする。
- ② 上記①に加え、教育研究活動に関連するデータを分析し、優れた実績（加点の要素）、改善を要する状況（減点の要素）を抽出。
- ③ 上記の加点・減点の要素を踏まえ、「教育の水準（質の向上の状況を含む）」、「研究の水準（質の向上の状況を含む）」を判定。

第6章 研究業績水準判定組織の作業 (pp. 38-42)

<主なポイント>

- 現況分析及び研究業績水準判定の方向性に基づき、機構の評価者が行う研究業績水準判定の判定内容を記載（第3期を踏襲）。

中期目標及び中期計画の段階判定における閾値について（案）

1. 中期目標の段階判定の閾値について

- 中期目標については、各中期目標の下に置かれた中期計画の段階判定（5段階）を点数化した平均値によって判定する。各段階の閾値については、第3期の中期目標（大項目及び中項目）をベースに以下のとおりとする。

< 中期目標の段階判定における閾値 >

判定を示す記述	閾値 (中期計画の平均値)	【参考】第3期
中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	4.2 以上	4.2 以上
中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある	3.6 以上～4.2 未満	3.5 以上～4.2 未満
中期目標の達成に向けて順調に進んでいる	3.0 以上～3.6 未満	3.0 以上～3.5 未満
中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる	2.0 以上～3.0 未満	2.0 以上～3.0 未満
中期目標の達成のためには遅れている	2.0 未満	2.0 未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	なし（評価委員会が特に認める場合のみ）	なし（評価委員会が特に認める場合のみ）

2. 中期計画の段階判定の閾値について

- 中期計画については、各中期計画の下に置かれた評価指標の段階判定（3段階）を点数化した平均値に、下記のとおり特記事項の数に応じて加算した数値によって判定する。
 - ・ 「優れた点」（評価指標の設定がないもの）→1個当たり0.2点
 - ・ 「特色ある点」→1個当たり0.1点
 - ※ なお、第4期の達成状況評価においては、評価指標の達成状況に重きを置いた評価とする方針であることから、1つの中期計画ごとに抽出される「優れた点」「特色ある点」の数については、合計2個を上限とする。
 - ※ 「改善を要する点」（評価指標の設定がないもの）がある場合には、その内容に応じて減算。
- 中期計画における各段階の閾値については、評価指標の平均値に上記の特記事項の数に応じて加算することを勘案し、以下のとおりとする。

< 中期計画の段階判定における閾値 >

判定を示す記述	閾値
中期計画を実施し、特に優れた実績を上げている（V）	2.8以上（「改善を要する点」が指摘されていないこと）
中期計画を実施し、優れた実績を上げている（IV）	2.4以上～2.8未満（原則として「改善を要する点」が指摘されていないこと）
中期計画を実施している（III）	2.0以上～2.4未満
中期計画を十分に実施しているとはいえない（II）	1.5以上～2.0未満
中期計画の実施が進んでいない（I）	1.5未満

※ 「中期計画を実施し、優れた実績を上げている（IV）」の判定を行う際、「改善を要する点」が指摘されているものの、2.4以上を満たし、かつ同じ中期計画に置かれた他の評価指標の多くでiii判定の場合には、達成状況判定会議で審議の上、当該中期計画に（IV）判定を行うことができるものとする。なお、審議の結果、当該中期計画を（IV）判定を行わない場合には、「中期計画を実施している（III）」の判定を行うものとする。